

第1章 総 則

第1条 本会は、茅ヶ崎市立中島中学校生徒会と称する。

第2条 本会は、本校生徒全員を会員とする。

第3条 本会は、会員の自主的精神に基づく自治活動によって、楽しく規律正しい学校生活を築くとともに、将来良き社会人として望ましい生活態度を会得することを目的とする。

第4条 本会の目的を達成するために、主として次のような活動をする。

1. 学校の様々な行事に積極的に協力参加する活動
2. 全校生徒の生活改善や福祉をめざす活動
3. 学校内外における奉仕活動
4. その他

生徒会の目的を達成するために必要な活動

第2章 組 織

第5条 本会は次の組織で運営する。

1. 生徒総会
2. 中央委員会
3. 常任委員会
4. 特別委員会

第6条 特別委員会には次の委員会を設けることができる。

1. 選挙管理委員会
2. 会計監査委員会
3. 合唱コンクール実行委員会
4. 体育祭実行委員会
5. 予算委員会
6. その他

第7条 本会の組織は相互に連絡をたもち、有機的に活動する。

第3章 本 部 役 員

第8条 本会の本部には、次の役員をおく。会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名

第9条 役員の任期は1年とする。

第10条 役員の役職は、会員の公平な直接選挙によって選出された本部役員の中から、前年度の生徒会役員も含め、先生と協議し決定する。なお、選挙に関する細則は、中島中学校生徒会選挙規定による。

第11条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は全会員を代表して、生徒会の責任者となり生徒総会、中央委員会を召集する。
2. 副会長は会長を助け、会長不在の際は臨時にこれに代わる。
3. 書記は会の記録を作成し、必要書類を保管し、会の事務上の責任者となる。
4. 会計は会計事務を処理し、総会において予算、決算の報告をする。

第4章 生 徒 総 会

第12条 本会は、生徒総会を最高機関とし、各学期に一度開くことを原則とする。ただし特別な理由がある時は、臨時に開くことができる。

1. 本部役員の承認
2. 生徒会行事の決定
3. 予算及び決算の承認
4. 会則の改正
5. その他

第5章 中 央 委 員 会

第13条 中央委員会は、生徒総会に次ぐ決議機関である。

第14条 中央委員会は生徒総会前に一度開くことを原則とする。ただし特別の理由がある場合は、臨時に開くことができる。

第15条 中央委員会は学級委員、本部役員、各常任委員会委員長により構成され必要に応じて特別委員会委員長を招集することができる。

## 第6章 常任委員会

- 第16条 常任委員会は次の通りとする。  
学級委員会、美化委員会、図書委員会、広報委員会、保体委員会
- 第17条 常任委員会は、月一回の定例委員会の他、必要に応じ臨時に開くことができる。
- 第18条 常任委員会は活動を半期ごととし、学級から選出される。

## 第7章 会計及び予算委員会

- 第19条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。
- 第20条 本会の会費は月額150円とする。
- 第21条 会計は毎年一回、会計中間報告をする。
- 第22条 会計は会計監査委員会の監査を受けた後、定例総会において決算報告する。
- 第23条 予算委員会は本部役員、部活動の部長によって構成される。予算に関する細則は別に定める。
- 第24条 予算委員会では、年度予算を審議し、生徒総会で提案する。
- 第25条 会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終了する。

## 第8章 議事及び定足数

- 第26条 本会の各組織は、構成員の2/3以上の出席によって成立し、通常の場合については過半数、特別の場合については2/3以上の賛成をもってこれを決する。可否同数の時には議長が決するところによる。
- 第27条 中央委員会の表決については、学級委員の議決をもってする。

## 生徒会役員選挙規定

### 第1章 総 則

- 第1条 この規定は生徒会会則第10条に基づき、中島中学校生徒会本部役員選挙に用いる。
- 第2条 この選挙は中島中学校生徒会の精神に従い生徒会が民主的に運営されるために会員の自由な意志で、公明、公正に行われなければならない。
- 第3条 会員はすべて平等に選挙権を有する。ただし、3年には被選挙権がない。

### 第2章 選挙管理委員会

- 第4条 選挙が正しく行われるために選挙管理委員会を設ける。任期は選挙期日の2週間前に発足し、生徒総会で新役員が承認されるまでとする。
- 第5条 委員は各学級、男女を問わず1名とする。委員会には委員長1名、副委員長1名、書記1名をおく。
- 第6条 委員会は選挙期日の約20日前に選挙公示をする。
- 第7条 委員会は選挙に関するすべての任務を担当する。
- 第8条 委員は一切の選挙運動をしてはならない。

### 第3章 立 候 補

- 第9条 立候補者は立候補受付期間中に推薦責任者を決定の上、選挙管理委員会に届出をする。

### 第4章 選 挙 運 動

- 第10条 委員会が決定した範囲内で、次のことを守り活発に行うことができる。

1. 期間: 選挙公示後～選挙演説会まで
2. 校内
3. 時間: 8:00～8:20 休み時間

- 第11条 選挙ポスターは立候補者1名につき2枚までとし、推薦責任者を明示して、委員会指定の場所へ掲示する。

第5章 投票及び演説会

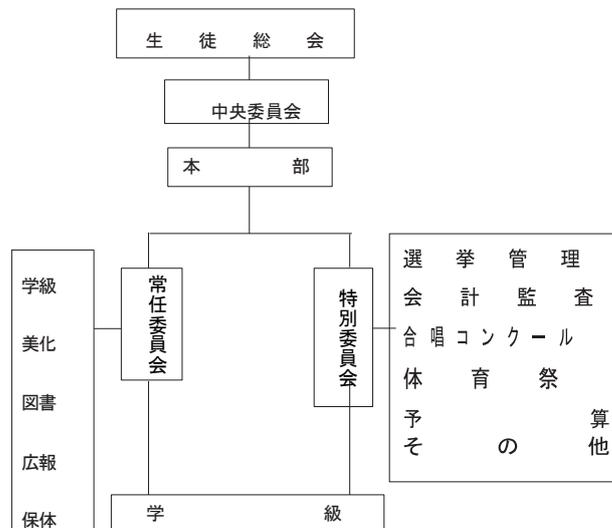
- 第12条 投票は各学級の選挙管理委員が責任を持って学級毎に行い、開票場へ持参し、厳重な立会人の下に公正に開票する。
- 第13条 開票は即日行い、翌日に発表する。
- 第14条 投票は一括して、本部役員候補者から2年は4名、1年は3名、合計7名を選び、無記名とする。
- 第15条 選挙当日、委員会は立候補者氏名を選人に明示しなければならない。
- 第16条 選挙において、2年生は有効投票数の多いものから4名を、1年生は有効投票数の多いものから3名を本部役員とし、その役職は、前年度の生徒会役員も含め、先生と協議し決定する。
- 第17条 立候補者が定員と同数である場合、それぞれの人物が本部役員に就任することに対して信任・不信任の投票を行う。
- 第18条 立候補者が定員に満たない場合、再選挙をすることについて、中央委員会を開き対策を立てる。
- 第19条 選挙演説会は選挙期日において、投票の前に公開で行い、立候補者、責任者ともに、制限時間を設けて行う。

第6章 改正

- 第20条 本会則の改正は中央委員会で発議され、生徒総会で会員の2/3以上の賛成によって承認される。

第7章 付 則

- 第21条 学校職員は、顧問として本会のあらゆる活動に参加して助言を与えることができる。
- 第22条 生徒会の決議事項は顧問を通じて学校長の承認を経て発効する。
- 第23条 本会則は昭和51年10月15日より施行される。
- 第24条 改正会則は昭和59年5月10日より施行される。
- 第25条 改正会則は平成13年5月8日より施行される。
- 第26条 改正会則は平成19年7月2日より施行される。
- 第27条 改正会則は平成28年5月29日より施行される。
- 第28条 改正会則は令和4年4月1日より施行される。
- 第29条 改正会則は令和5年4月1日より施行される。
- 第30条 改正会則は令和6年4月1日より施行される。
- 第31条 改正会則は令和8年4月1日より施行される。



## 保健室の利用について

1. 保健室は、皆さんが元気でいられるように養護の先生がお手伝いするところです。健康診断をしたり、けがや具合が悪くなった時に応急手当をしたりします。その他、「体のこと等」について不安だったり、知りたいことがあったりした時、保健について資料が欲しい時等、積極的に利用してください。
2. 利用する時は
  - ①用件をしっかりと伝えてください。「いつ」「どうした」など自分で言いましょ。
  - ②けがや病気が軽い時は、できるだけ休み時間にしましょ。
  - ③必ず先生の指導を受けて利用しましょ。保健室に先生がいない時は、職員室にいましょ。
  - ④具合の悪い人が休んでいることもあります。室内では静かにしましょ。入室時はノックをする等、出入りにも配慮しましょ。
3. けがをして動けない等、緊急時は、とにかく一番近くにいた先生に連絡をしましょ。落ち着いて状況をしっかりと伝えましょ。

自分の健康状態や成長の様子に関心を持ち、健康の自己管理ができるよう、一緒に考えましょ。

## ハートルームの案内

中学校生活を送っていく中で、人はだれでも悩んだり、迷ったり、不安を感じたりすることがあるでしょう。そんな時、あなたが一番相談しやすい先生に相談をしてみてください。相談室には、スクールカウンセラー、心の教育相談員がいますので、利用してみてください。相談室では次のような悩みについて、一緒に考えていきます。

①自分の性格 ②学習 ③部活 ④進路 ⑤友人関係・心理的な問題 ⑥家族 ⑦その他どんなことでも…あまり堅苦しく考えず、何か話をしてみたいというだけでも構いません。あなたが、充実した楽しい学校生活を送り、人間としてより良く成長していけるお手伝いをしていきます。

## 学割証発行について

JR線を利用して片道100km以上の旅行をする場合利用してください。利用しようとするものは次のように請求し交付を受けてください。

1. 交付申請書に必要事項を記入し保護者と担任の印を受け、事務室へ提出します。
2. 必要事項記入に当っては、旅行期間及び乗車区間をはっきり書いてください。
3. 交付は担任を通して行います。

## 図書室の利用について

1. 開館時間は、司書の先生が図書室にいる時間帯（各休み時間・昼休みなど）です。
2. 館外貸し出しについて
  - (1)期間は一週間とし、決められた冊数を原則とします。
  - (2)貸し出し返却は、昼休みに、図書委員のいるときに限ります。
  - (3)「禁帯出」の赤ラベルのはってある本は貸し出しできません。

日 課 時 限 表

| 通 常         |                |
|-------------|----------------|
| 登 校         | 8:30           |
| 学 活         | 8:30～8:43      |
| 1           | 8:50～9:40      |
| 2           | 9:50～10:40     |
| 3           | 10:50～11:40    |
| 4           | 11:50～12:40    |
| 昼<br>休<br>み | 昼食 12:45～13:10 |
|             | 休み 13:10～13:25 |
| 5           | 13:30～14:20    |
| 6           | 14:30～15:20    |
| 清<br>掃      | ⑤14:25～14:35   |
|             | ⑥15:25～15:35   |
| 学<br>活      | ⑤14:40～14:50   |
|             | ⑥15:40～15:50   |

最 終 下 校 時 刻

|            |       |
|------------|-------|
| 4/1～夏季休業前  | 18:00 |
| *夏季休業中     | 17:00 |
| 夏季休業明～9/30 | 17:30 |
| 10/1～2/29  | 17:00 |
| 3/1～3/31   | 17:30 |